#### 報あ

### 困難なときは 国民年金保険料を納めるのが

納付が困難な場合は、ご相談くだ きない場合があります。保険料の 基礎年金や遺族基礎年金が受給で た不慮の事態が発生すると、障害 で、万が一、障がいや死亡といっ 国民年金の保険料が未納の状態

手続きに必要なもの年金手帳

#### ◎免除制度

▼全額免除制度 3千‰円)を免除 づき、保険料の全額 前年の所得に基 (月額1万

※全額免除の期間は、全額納付し ▼一部納付 (一部免除) 制度 1として計算されます。 たときに比べ、年金額が3分の 前

年の所得に基づき、保険料の一

部を免除(一部は納付)

※一部納付は3段階あり、 のとおりです。 れの納付額と年金額の計算は次 それぞ

4分の1納付(納付額3千47円

2分の1納付(納付額6千%円 年金額は3分の2) 年金額は2分の1)

4分の3納付(納付額1万億 年金額は6分の5) 円

※平成18年7月から、従来の2分 制度が加わりました。 の1納付(半額免除)に加え、 4分の1納付と4分の3納付の

> なくなる場合があります。 生じた場合に、年金を受給でき 除が無効(未納と同じ)となる いや死亡といった不慮の事態が に反映されません。また、障が ため、将来の老齢基礎年金の額 った場合は、その期間の一部免 一部納付の保険料を納付しな

理由の場合は『雇用保険受給資 または納入通知書、 要となる場合があります。 なお、転入などにより、所得が 険者離職票』の写しが必要です。 格者証』または『雇用保険被保 確認できない場合は、源泉徴収 課税証明書の写しなどが必 印鑑、失業

※申請者ご本人のほか、配偶者・ 準の範囲内である必要がありま 世帯主の方も免除制度の所得基

### ◎若年者納付猶予制度

制度です。 国民年金保険料の納付を猶予する ず本人と配偶者の所得要件により している世帯主の所得にかかわら 20歳以上30歳未満の方で、 同居

すが、年金額には反映されません。 納しなかった期間は、老齢基礎年 ればその期間の保険料を後払 金の受給資格期間には算入されま (追納) することができます。追 ・手続きに必要なもの 納付猶予期間は、 10年以内であ 免除制度

### ◎学生納付特例制度

されます。 より国民年金保険料の納付が猶予 より異なります)であれば申請に 得が18万円以下(扶養親族の数に 校があります)に在学する20歳以 専門学校(一部適用にならない学 上の学生で、学生本人の前年の所

することができます。追納しなか その期間の保険料を後払い(追納 金額には反映されません。 資格期間には算入されますが、年

▼**手続きに必要なもの** 年金手帳 または納入通知書、印鑑、学生 証のコピーまたは在学証明書が

▼提出先 国保・年金グループま

▼問い合わせ 国保・年金G



# の書類と同じものが必要です

大学、大学院、短大、高等学校

った期間は、老齢基礎年金の受給 特例期間は、10年以内であれば

必要です

たは各支所

### 伴い市内で測量が行われます 『都市再生街区基本調査』に

りません。 る地域を対象にしています。 の基礎的なデータを整備するため にかかわる測量を行うものではあ 民地への立ち入りや民地との境界 に行うもので、人口の集中してい この調査は、 また、測量は国土地理院が行い、 国土交通省が土地

▼期間 7月~12月

▼測量地域 中央町、 新生町、 若

▼測量内容 ▼問い合わせ 区点の測量 街区基準点測量、 国土地理院北海道 街

## 市職員は軽装で執務します

1

地方測量部

ます。ご理解をお願いします。 に努めるため、軽装で執務を行い 快適に行い、市民サービスの向上 市職員は、夏季における執務を

**▼実施期限** 9月29日金 ▼問い合わせ 総務G

